

食品保健指導士養成講習会

募集要項

2021 年度

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

1. 食品保健指導士認定制度の経緯

食品における健康強調表示 health claim や栄養強調表示 nutrition claim については、平成7年3月の規制緩和推進計画に関する閣議決定、及び平成8年3月の市場開放問題苦情処理体制(OTO)本部の決議等を受けて、政府により、食薬区分の見直しと健康・栄養に関する強調表示について検討が行われてきました。平成13年2月、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会は、同省の保健機能食品制度の施行(平成13年4月)にあたり、「保健機能食品の表示等について」の最終報告書を公表し、その中で、食品について国民に正しい情報を提供し、自らの選択に委ねるためには、相談機関の充実やアドバイザースタッフの確保が必要である旨の提言を行いました。

アドバイザースタッフ育成に関する重要性の高まりの中で、厚生労働省は、平成12年11月、厚生科学特別研究事業として、当協会に対し、「保健機能食品に係わる指導・相談専門家の育成及び指導・相談体制の整備のあり方」について研究委託を行いました。当協会はこれを受けて、学識経験者による「保健機能食品等指導者育成に関する調査研究委員会」(主任研究者：細谷憲政 当協会元理事長)を設置して検討を行い、平成13年3月、その結果を「保健機能食品に係わる指導・相談専門家の育成及び相談体制の整備のあり方に関する調査研究報告書」として厚生労働省に報告しました。

その後、厚生労働省は、平成14年2月、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者の養成に関する指針として、「保健機能食品等に係わるアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」と題する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会報告を公表し、その提案内容は、当協会による平成12年度厚生科学特別研究事業の報告内容を概ね踏襲した形となっています。

このような状況の中、当協会では、前述の厚生労働省の委託研究成果の実現化に向けて、食品保健指導士の養成に関する具体的方策の検討に着手しました。当協会は、国民の健康志向の高まりの中で、消費者に対して健康食品についての適切な指導・助言を行う専門家の養成は社会の要請であり、食品保健指導士認定制度を立ちあげるべく準備に入り、平成13年10月に、食品保健指導士養成講習会を開講しました。

2. 食品保健指導士養成講習会の目的

1. 講習会の目的

保健機能食品等の普及啓発にあたり、消費者保護の観点から、健康の維持増進に役立つ保健機能食品及び健康食品等の利用方法等について、的確な情報を提供し専門的立場から相談を受け、指導できる方の育成が必要とされております。

本講習会は、食品関連企業等に従事する方、保健医療関係・食品行政関係等に従事する方を対象として、食品保健に係る基本的諸法規をはじめ、食品の安全性、食品の機能・有用性、及び健康と栄養等について、専門的知識を習得するための養成教育を実施することを目的としています。適格者には、「食品保健指導士」の認定資格を授与いたします。

2. 「食品保健指導士」とは

「食品保健指導士」とは、次の①～③のすべてに該当する方をいいます。

- ① 消費者が利用する保健機能食品及び健康食品等について、食品のもつ有効な成分活性のための専門的知識を修得している方
- ② 消費者に対して、上記食品の種類や栄養機能、保健の用途に関する食品成分の内容、適正な摂取方法、過剰摂取の防止及び食品と医薬品との相違等を適切に説明し、指導できる方。
- ③ 消費者が日常の食生活において、食品と健康の関わりを理解し、より良い健康状態を維持増進することを専門的にアドバイスできる方。

3. 「食品保健指導士」の業務

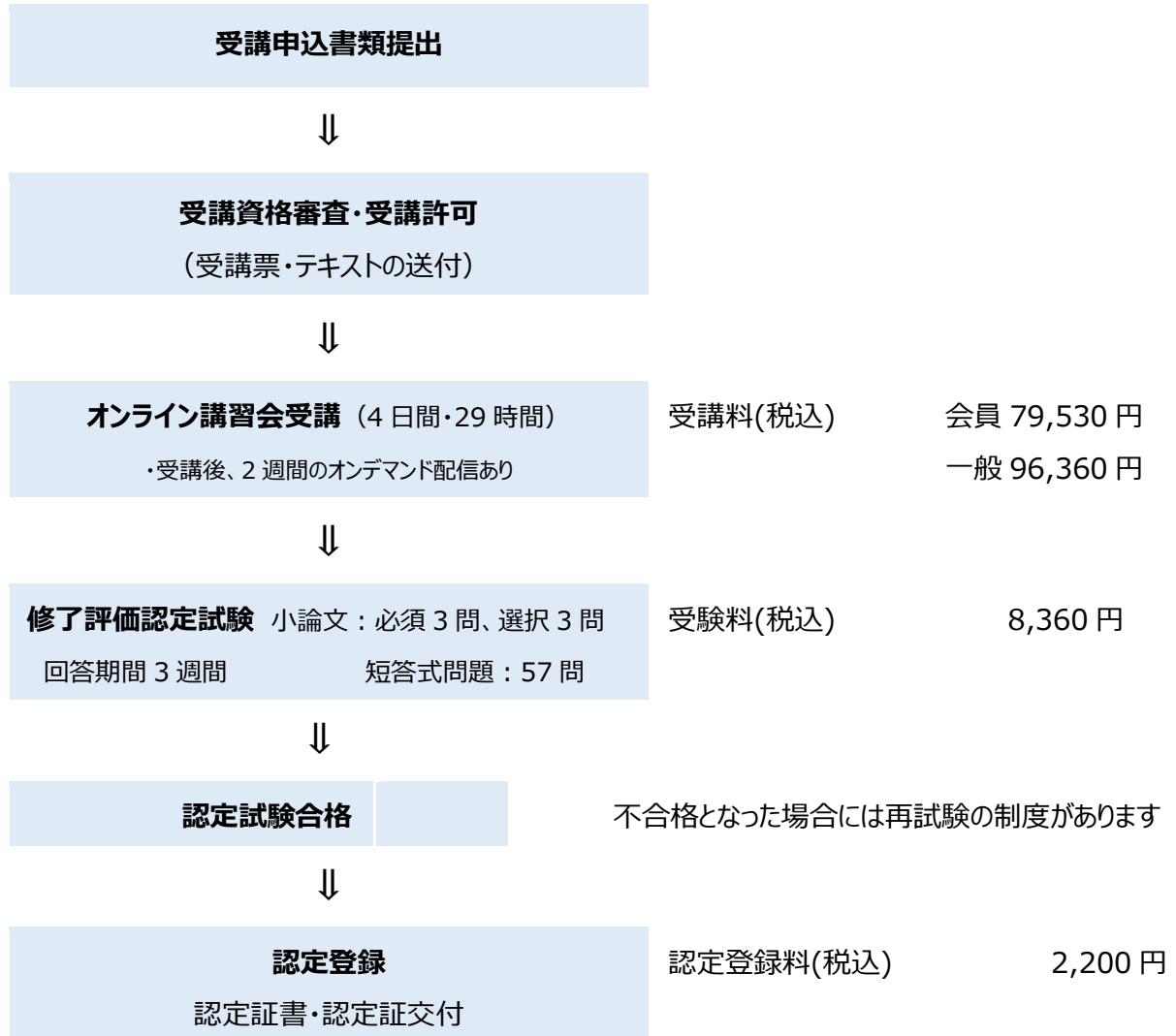
○食品関連企業等に従事する方の場合

- ・保健機能食品・健康食品等について、企業の研究開発・製造加工・流通販売等の従事者に対して、関連法規を把握させ遵守事項の啓発を行う。
- ・製造・販売する各種食品の法令に基づく表示事項等を点検し適正化を図る。
- ・消費者に対して保健機能食品・健康食品等の正確な知識の普及啓発及びその利用方法等に関する適切な相談・指導を行う。

○保健医療関係・食品行政関係等に従事する方の場合

- ・保健機能食品・健康食品等に関する情報の収集を行い、消費者に対して正確な情報提供を行う。
- ・製造・販売する各種食品の法令に基づく表示事項等を点検し適正化を図る。
- ・消費者に
- ・これらの食品と栄養状態や健康状態との関わり及び的確な利用方法等に関し、消費者からの相談に応じ、指導を行う。

3. 受講書類提出から受講修了・認定資格授与まで



実務経験 2 年未満の場合は、関連業務に 2 年従事後

4. 受講手続き

1. 受講資格

受講希望者は、次のいずれかの要件を満たす方であること。

- ① 高等学校以上を卒業し、健康食品の製造や販売(薬局やドラッグストア)に携わる方、お客様相談室等で消費者の相談に携わるなど、これらの関連業務に従事している又は従事した方。

但し、関連業務の従事期間が通算2年未満の者にあつては、修了評価認定試験合格後、関連業務への従事期間が2年経過した時点で食品保健指導士として登録する。

- ② 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師及び登録販売者又はこれらに相当すると認められる者
- ③ 上記①～②の要件を満たさないが、当協会理事長が受講能力を有すると認めた方。

2. 受講申し込み書類

- ① 受講願書(別紙様式1号)
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影された4cm×3cm。裏面に氏名記入のこと)。

3. 受講申し込み手続き

- ① 郵送の場合・・・受講申し込み書類を当協会「研修企画部」宛に郵送して下さい。
- ② インターネットによる申し込みの場合・・・協会ホームページより受講願書(別記様式1号)をダウンロードして記入し、kensyu@jhnfa.orgへ写真(pdfまたはJPEG形式)とともに添付ファイルとしてお送りください。
- ③ 直接来訪の場合・・・「研修企画部」(協会6階)へ受講申し込み書類を提出して下さい。(平日10:00～16:00)

4. 講習期間及び願書締め切り

	願書締め切り	講習期間
第52期	10月 12日	2021年10月20日(水)～10月23日(土)

オンラインはズームを使用します。

5. 受講票の交付

提出された受講願書により受講資格の審査を行い、受講票の交付をもって、受講の許可とします。尚、受講票の発行を受けた方は、期日までに受講料の納入をお願いします。

5. 受講料

1. 受講料

	会 員*	一 般
受講料	79,530 円	96,360 円

(消費税込)

*公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 会員会社に所属している方

2. 納入方法

- ① 受講料は、原則として、受講票到着後2週間以内に全額納付して下さい。
*納入期日までに入金を確認出来ない場合受講を取り消す事があります。
- ② 受講料は、当協会の郵便振替口座又は銀行口座にお振込み下さい。

6. 定員

オンラインライブ配信 100名
(ライブ配信後 2週間のオンデマンド配信付)

7. 講習内容

食品保健指導士にとって必須な内容に加え、食品関連企業の現場において役立つ内容を含めた、20科目で構成された全4日間(29時間)の講習内容です。講習会では科目毎のテキストや参考資料を配布いたします。講習会の中では触れられない内容も盛り込んでありますので、全て目を通すようにし、理解するようにして下さい。

I. オリエンテーション

- ・健康食品とは？

II. 食品保健の科学

- ・食品成分の機能性
- ・健康増進・免疫能の獲得と健康食品の活用
- ・栄養アセスメントとは
- ・食事摂取基準と栄養補給
- ・臨床栄養学・病態栄養学
- ・食品成分の利用効率と体内代謝

III. 食品保健関係法規

- ・医薬品医療機器等法、健康増進法、
- ・食品衛生法、食品衛生管理、製造・品質管理
- ・消費者安全法、消費者契約法、景表法、特定商取引法、製造物責任法
- ・食品表示法

IV. 食品保健のリスク・アナリシス

- ・リスク・アナリシスによる食品の安全性確保
- ・リスク・コミュニケーションの理論と実際
- ・健康食品の相互作用

V. 食品保健指導の実際

- ・食品の健康強調表示と科学的根拠
- ・健康食品の企画、開発、流通
- ・生活習慣病予備軍における健康食品の活用
- ・保健機能食品（栄養機能食品）、特別用途食品の活用
- ・食品保健の概念と、健康増進への健康補助食品の利用
- ・健康食品の安全性（安全・安心な製品の提供）

講習時間（予定）

10月20日（水）	9：30-18：10
10月21日（木）	9：00-18：00
10月22日（金）	9：00-19：10
10月23日（土）	9：00-18：00

8. 講習会講師

(敬称略)

- 青山 充 (公財) 日本健康・栄養食品協会 常務理事・事務局長
稲村 伸二 アサヒグループ食品株式会社 品質保証本部 品質保証部 担当部長
畝山智香子 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 部長
岡林 伸幸 千葉大学 大学院 教授
唐木 英明 (公財) 食の安全・安心財団 理事長
川島由起子 長野県立大学 健康発達学部 食健康学科 教授
桑崎 俊昭 (一社) 全国発酵乳乳酸菌飲料協会 専務理事
児玉 浩子 帝京平成大学 健康科学研究科 特任教授
櫻井 護 サントリーウエルネス株式会社 品質部 課長
清水 誠 東京大学名誉教授・東京農業大学客員教授
土田 博 (公財) 日本健康・栄養食品協会 特定保健用食品部 部長
中村 丁次 神奈川県立保健福祉大学 学長 ◆ (社) 日本栄養士会会長
野澤 隆三 (公社) 茨城県食品衛生協会 事務局次長
信川 益明 医療法人社団千禮会 理事長 ◆ 日本健康科学学会会長
早川 明夫 株式会社皇漢薬品研究所 学術調査室長
原田 典子 (公財) 日本健康・栄養食品協会 健康食品部 参与
福山 勝実 (公財) 日本健康・栄養食品協会
特定保健用食品部 技術部会
藤谷 朝実 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 教授
菊地 範昭 (公財) 日本健康・栄養食品協会 機能性食品部 部長

(講師の都合により若干の変更が発生する場合があります)

9. 修了評価認定試験及び認定証書の交付

- ① 養成講習会の全科目を受講後、修了評価認定試験による評価判定を行います。修了評価認定試験は在宅方式で、小論文（必須問題3問、選択問題3問）と基礎知識確認試験（オリエンテーションを除く全19科目）の提出によって行われ、その出題及び採点は、各科目担当講師によって行います。
- ② 修了評価認定試験は、講習会終了後、1か月後に実施します。
- ③ 修了評価認定試験に合格し、認定登録料を納付した方には、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長名による認定証書が交付され、「食品保健指導士」の認定資格を授与します。
- ④ なお、終了評価認定試験で不合格となった方は、再試験を受けることができます。
- ⑤ 認定証書が交付された方は、当協会の「食品保健指導士台帳」に登録されます。
- ⑥ 修了評価認定試験料は、8,360円（税込）です。
- ⑦ 認定登録料は、2,200円（税込）です。
- ⑧ 食品保健指導士の認定資格は、所定の単位取得による5年毎の更新制となります。認定資格更新手数料は、2,200円（税込）です。

10. 諸規定

- ① 納入された受講料及び提出された書類は講習会開始後に返却はいたしません。
- ② 受講決定通知書を受領後のキャンセルは、所定のキャンセル料を請求します。
- ③ 食品保健指導士の認定資格の失効
食品保健指導士がその関わる業務において、食品衛生法、健康増進法、薬機法等関連法規に違反した場合は、公益財団法人日本健康・栄養食品協会理事長の判断により、食品保健指導士の認定資格を取り消し、登録を抹消する場合があります。

1 1. 日本食品保健指導士会

食品保健指導士の資格を取得された方は、「日本食品保健指導士会」(以下指導士会)に入会していただきます。

指導士会は、1) 食品保健指導士の知識・技能の向上を図る、2) 情報の収集と会員に対する普及啓蒙を図る、3) 食品保健指導士相互の親睦を進める、以上のことにより消費者を保護し、もって国民の健康の保持・増進に貢献することを目的として、会員により自主運営されております。

指導士会は、年次総会、研修会、地区勉強会等の開催の他、自治体などが主催する消費啓発講座等への講師派遣や、関係展示会への出展、日本健康科学学会への協力事業等を実施しております。

当協会は、主に指導士会を通じて、食品保健指導士に対し様々な活動支援を行っており、また協会主催の諸イベントへの参加受け入れを行っております。なお指導士会会員には、指導士会会報のほか、随時、関連情報やセミナー等の資料をお送りしております。



【お問い合わせ先・送付先】

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

〒 162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

研修企画部 TEL:03-3268-3160

FAX:03-3268-3136

e-mail:kensyu@jhnfa.org